

資料提供	
平成18年3月14日	
担当課	財政課
担当者	神門
電話(内線)	7043

## 平成18年2月定例県議会付議案(第1次追加提案分)

### 議案第90号 平成17年度鳥取県一般会計補正予算

海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に要する経費及び損害賠償に対する賠償金の支払いをするための補正予算

【予 算 額】	補正前予算額 384,378,597千円 補 正 額 13,374千円 補正後予算額 384,391,971千円 (前年度同期予算額 419,529,928千円) (対前年同期比 △8.4%)
【補正額の財源内訳】	繰 入 金 13,315千円 諸 収 入 59千円

### 議案第91号 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例の設定について(水産課)

受益と負担の公平確保のため、栽培漁業センターが依頼に基づいて行う魚類に係る疾病の検査等に係る手数料を徴収することとし、その額を定めようとするものである。

(概 要) • コイヘルペスウイルス病検査	13,700円／回
• アユ冷水病検査	28,600円／回 ほか

[平成18年4月1日施行]

### 議案第92号 鳥取県情報公開条例の一部改正について(県民室)

第三者の情報を含む公文書の開示の可否に関する訴訟の係属中に、新たに同類の公文書の開示請求が行われた場合に、当該訴訟の判決確定までの間、特例的に開示決定等の延長を行うことができるようとするものである。

[公布施行]

### 議案第93号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について(病院局総務課、福祉保健課、健康対策課、衛生環境研究所)

診療報酬の算定方法を定めた厚生省告示の改正に伴い、県立病院等における使用料及び手数料について所要の改正を行おうとするものである。

(概 要) • 非紹介患者初診加算料(県立病院)
--------------------------

平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭に乗じて得た額に相当する額 → 初診料算定1回につき 1,575円 ほか

[平成18年4月1日施行]

### 議案第94号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(地域自立戦略課、博物館)

和解の相手方: 京都市内個人

和解の要旨: 県は、損害賠償金 899,996円(地域自立戦略課主催事業分366,665円、博物館主催事業分533,331円)を和解の相手方に支払う。

事案の概要: 和解の相手方の著作物である辻晉堂の肖像写真について、その利用の許諾手続が十分に完了しないまま、県が主催する事業の広報媒体に利用したことにより、和解の相手方に損害を与えたものである。

### 議案第95号 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額の決定について(公園自然課)

調停申立人: 湯梨浜町内個人

調停の要旨: 県は損害賠償金 117,115円を調停申立人に支払う。

事案の概要: 平成17年12月1日、中部総合事務所の職員が鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び同規則に定められた手続を経ることなく、野犬捕獲のための毒餌を東伯郡湯梨浜町久見地内の町道脇に置いたことにより、調停申立人が所有する犬が散歩中に誤って食し、死亡させたものである。

## 報 告 事 項

### 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

#### (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年3月6日専決）（税務課）

和解の相手方：甲 八頭町内 個人  
乙 八頭町内 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 11,800円を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成17年12月2日、東部県税事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を直進しようとしたところ、反対車線から右折してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

#### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年3月6日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市内 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 4,133円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成17年1月21日、倉吉警察署の職員が、公務のため軽特種自動車を運転中、銀行駐車場から右折進入しようとした倉吉市在住の個人が運転する和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

#### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年3月10日専決）（管理課）

和解の相手方：甲 鳥取市内 個人  
乙 鳥取市内 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 320,310円を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成18年2月12日、八頭地方県土整備局の職員が、公務のため普通特殊自動車で除雪作業中、後進した際、後方で停車中の和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。